

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和4年度 第2回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和4年8月4日（木） 午後1時30分から午後2時15分まで
会 場 下野市役所 3階 303会議室
出席者 伊澤美智江委員、稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、
高橋康子委員、富山剛委員、内藤文明委員、相澤康男委員、松山裕委員、
吉永希代子委員、渡邊欣宥委員、金清隆純委員、吉田恵子委員
遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠席者 野口徹委員、鈴木玉枝委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、根本市民課長、長塚税務課長、
宇賀持課長補佐、朝日主事、飯野課長補佐、日向野課長補佐、青木副主幹
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 0人
議事録（概要）作成年月日 令和 4年 8月 18日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (1) 令和3年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について（資料1-1～1-5）
 - (2) 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（資料2）
- 3 報告事項
 - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料3-1～3-3）
 - (2) 令和4年度下野市国民健康保険税の課税状況について（資料4）
- 4 その他
- 5 閉会

- 1 開会
（事務局） ただ今より、令和4年度第2回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
- 2 協議事項
（松山会長） 協議事項に入る前に、本日の出席人数は定数18名のところ16名で下野市国民健康保険規則第11条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会

議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の富山委員と内藤委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は富山委員と内藤委員にお願いいたします。

(1) 令和 3 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

(松山会長) それでは、協議事項 (1)「令和 3 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 資料 1-1 は決算書となり、歳入・歳出における項目の詳細が記載されております。今回は資料 1-2 から 1-5 により説明をいたしますので、資料 1-1 につきましては後でご覧いただければと思います。

それでは、資料 1-2 をご覧ください。こちらは決算収支の状況となります。

令和 3 年度の歳入総額は 57 億 5,420 万 8,049 円で、前年度と比較して 3.9%の増となりました。歳出総額は 54 億 3,582 万 5,009 円で、こちらも前年度と比較して 3.5%の増となりました。歳入歳出差引額は、3 億 1,838 万 3,040 円で、前年度と比較して 12.3%の増となりました。

続きまして、歳入歳出決算内容につきまして説明いたします。資料 1-3 をご覧ください。また、資料 1-4 に資料 1-3 を円グラフにしたものがありますので、交互にご覧いただきますと全体の構成比がイメージされやすいかと思えます。前年度と比較して増減額が大きいものについて説明いたします。

まず、歳入につきまして大きく減少したのは、1 国民健康保険税で 780 万 6,302 円の減となりました。次に、4 国庫支出金で 748 万 6,000 円の減となりました。また、歳入で大きく増加したのは、5 県支出金で 1 億 9,115 万 7,382 円の増となりました。主な理由として、普通交付金の増によるものとなります。

次に、歳出につきましては、減少したのは、3 国民健康保険事業費納付金で、8,038 万 8,262 円の減となりました。

また歳出で特に増加したのは、2 保険給付費で 2 億 221 万 6,847 円の増となりました。歳入・歳出それぞれの合計額は前年度と比較し、歳入においては 3.9%の増、歳出においては、3.5%の増と大きくは変わらないものとなっています。続きまして、国民健康保険税の状況につきまして説明いたします。資料 1-5 をご覧ください。予算現額は 11 億 7,681 万 8,000 円、調定額は 15 億 7,272 万 9,208 円、収入済額は 13 億 1,165 万 5,035 円、不納欠損額は 3,115 万 2,307 円、収入未済額は 2 億 2,992 万 1,866 円となりました。

これにより令和 3 年度の徴収率が 83.4%で、前年度と比較して 1.91%の増となりました。内訳として、現年度課税分は 95.53%で、前年度と比較して 0.76%

の増、滞納繰越分は26.76%で、前年度と比較して3.21%の減となりました。
説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。質問が無いようなので、協議事項(1)令和3年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

(2) 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

(松山会長) 「令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億338万3千円を増額し、予算総額55億1,806万5千円にするものです。内容につきましては、令和3年度の繰入金の精算と繰越金の確定に伴う補正となっております。

歳入について説明いたします。8款1項1目1節繰越金につきましては、3億338万3千円を増額補正で補正後の額は3億1,838万3千円になります。こちらは、令和3年度の繰越金額確定による補正となります。

歳出について説明いたします。5款積立金、1項1目基金積立金、24節積立金につきましては、2億8,617万5千円を増額補正で、補正後の額は2億8,622万8千円となります。こちらは、決算確定に伴う基金積立による補正になります。続きまして、7款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金につきましては、1,720万8千円を増額補正となります。こちらは、令和3年度一般会計繰入金の精算による補正になります。

以上で、説明を終わります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。質問が無いようなので、協議事項(2)令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

6 報告事項

(1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

(松山会長) 「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) まず「1.改正理由」になりますが、被保険者間における税負担の公平性の確保と国民健康保険事業の安定的な運営維持を図るため地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日より施行されたことに伴い、令和5年度の課税限度額について下野市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。次に「2.改正内容」になりますが、課税限度額に関する改正は条例第2条第

2項及び第3項と、第23条第1項となります。具体的には、下の【参考1】の表でご説明いたします。医療保険分の課税限度額が、令和3年度及び令和4年度の63万円から2万円増の65万円となります。また後期高齢者支援金分の課税限度額が、令和3年度及び令和4年度の19万円から1万円増の20万円となります。よって合計で、令和3年度及び令和4年度の99万円から3万円増の102万円となるものであります。

次に【参考2】の「改正後の試算」になりますが、約473万円3千円の増加を見込んでおります。内訳といたしましては、医療保険分の課税額が65万円以上、増加額2万円となる世帯は140世帯で280万円の増加になります。

同じく、医療保険分の課税額が63万円から65万円の増加額1円から19,999円の増加となる世帯は13世帯で10万3千円の増加になります。また、後期高齢者支援金分の課税額が20万円以上、増加額1万円となる世帯は174世帯で174万円の増加になります。同じく、後期高齢者支援金分の課税額が19万円から20万円の増加額1円から9,999円の増加となる世帯は19世帯で9万円の増加になります。よって、改正後の試算額は合計で約473万3千円の増加となる見込みであります。

次に「3. 施行期日」になりますが、改正後の課税限度額につきましては、令和5年4月1日となり令和5年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

次に「4. 今後の予定」になりますが、本協議会でのご承認を経て令和4年令和4年12月開催予定の令和4年第4回定例会に上程し、議決を求めるものであります。

続きまして、本年12月の議会定例会に上程を予定しております「下野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」になります。先程お示しした課税限度額の改正に関する条項及び附則第6項中の条文の適の条文の適正化について、一部を改正するものであります。

続きまして、「下野市国民健康保険税条例新旧対照表（案）」ですが、先程の資料を新旧対照表としてまとめたものであります。表の右側が「現行」条文で、「左側」が「改正案」条文となっております。

説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

(稲見委員) 先程の決算内容を見ると、繰越金が発生している状況である。なので、今回限度額を上げるというのはどのような意図があるのか。歳入歳出決算資料を見る限り健全な財政運営状況だと見受けられるので、理由として例えば基金をより盤石なものにするとかそういった意図があるのか、お伺いします。

(事務局) 国の税制改正によって示されており、令和4年4月1日から施行されています。県内市町においては1年遅れで法令に合わせている状況です。基金など財政運

営が健全であることはよろしいことではありますが、国の動向に合わせて見直しさせていただいているものであり、仮に今回見送り、今後急激な税の増加になってしまいますと市民に負担がかかってしまうので、このように国の税制改正に沿って行っております。

(稲見委員) ありがとうございました。

(松山会長) 他にございませんか。ないようですので、報告事項(2)に進みます。

(2) 令和4年度下野市国民健康保険税の課税状況について

(松山会長) つづいて「令和4年度下野市国民健康保険税の課税状況について」事務局の説明をお願いします。

(事務局) 資料4をご覧ください。こちらの表は平成30年度から令和4年度までの当初課税時の推移をまとめたものになります。表中の令和4年度につきまして、前年度と比較しながらご説明いたします。

まず課税対象につきましては、世帯数は113世帯の減で6,995世帯、被保険者数は352人の減で11,322人、総所得金額は2億6,047万8千円の減で92億3,444万5千円となっております。

次に算定税額につきましては、所得割、均等割、平等割の計として4,127万6千円の減で、15億4,444万9千円となっております。

次に課税限度額でございますが、「課税限度超過額」とは、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分において賦課限度額を設定しており、医療保険分は63万円、後期高齢者支援金分は19万円、介護納付金分は17万円となっております。それぞれ限度額を超えた部分の金額となります。

世帯数は25世帯の減で191世帯、超過額は400万7千円の減で1億4,296万9千円となっております。低所得者等につきましては、世帯数が64世帯の減で3,365世帯、軽減額は62万8千円の増で1億6,366万5千円となっております。

最後に調定額につきましては、「算定税額」から「課税限度超過額」、「低所得者等軽減額」、「減免額」及び「端数切捨額」を差し引いた金額が、「調定額」となります。調定額は3,803万6千円の減で12億3,577万8千円となります。なお、1世帯あたりの調定額といたしましては、前年度より2,543円の減で、17万6,666円、1人あたりの調定額といたしましては、33円の増で10万9,148円となります。説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。では以上で報告事項を終わります。

4 その他

[事務局より“栃木県後期高齢者医療広域連合事業、健康づくり体験談募集”のご案内]

(松山会長) 以上でその他を終わります。本日予定しました議事は全て終了しました。以上をもちまして進行を事務局にお返しします。

5 閉会

(事務局) ありがとうございました。次回の国民健康保険運営協議会は11月を予定しております。また改めて開催通知を送付いたしますのでよろしく申し上げます。以上をもちまして第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。おつかれさまでした。

以上